

第1回推進検討会の宿題について

1 地域福祉推進市町村の選定状況について

- ・平成21年度 52市区町村
- ・平成22年度 52市区町村(継続)+6市町(新規)

2 孤立死という用語について

別紙1(参考資料)孤立死という用語について

3 孤立死に関するデータについて

別紙2

「高齢者等の孤立死防止等に向けた取組みガイドブック」(国土交通省住宅局)一抜粋一

(参考資料) 孤立死という用語について

(定義について)

○ 平成19年2月20日、第166回国会・衆議院総務委員会一議事録抜粋一

御園政府参考人(厚生労働省審議官)

御質問の孤独死、私どもは孤立死というような言葉を使わせていただいております。

私どもは、支援を必要としておられる高齢者の皆さんに幅広く必要な支援を提供させていただきたいというふうに考えております。したがって、もちろん一番の孤立死の対象になるのは独居の高齢者ということになりますけれども、それだけではなくて、要介護者を抱えた高齢者だけの老老介護をされておられる御世帯、それから、失業を初めとして複雑な家庭環境の中で実質上孤独な生活を送られている高齢者という方もおられます。

そういういろいろな要因を背景とした、すそ野の広い高齢者の対策というのを私ども考えたいと思っておりますので、そういう意味でいいますと、定義ということになりますと、定義をしたことによって、我々がカバーしたい対象の範囲が逆に限定されてしまうのではないかなというようなことも懸念しております。そういう意味で、私ども、現段階におきましては定義ということとはしておりません。

ただ、独居高齢者のみを想起させるような孤独死という言葉を使うのがいかかというようなことも考えまして、私どもは、先ほど申し上げましたように、孤立死という言葉を使わせていただいておりますが、いずれにしても、これからの日本社会の急速な高齢化の中で、御指摘のような問題は大変重要な問題でございますので、十九年度の予算においても必要な対策をとる、孤立死ゼロ・プロジェクトというようなことも発足させて、対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○「高齢者等が一人でも安心して暮らせるコミュニティづくり推進会議」(「孤立死」ゼロを目指して)報告書
「今後「孤立生活」が一般的なものとなる中で、人の尊厳を傷つけるような悲惨な「孤立死」(つまり、社会から「孤立」した結果、死後、長期間放置されるような「孤立死」。)が発生しないようにする必要がある。」

「高齢者等の孤立死防止等に向けた取組みガイドブック」
(国土交通省住宅局)

－ 抜 粋 －

事例 3：北九州市 いのちをつなぐ ネットワーク

北九州市役所保健福祉局地域支援部
いのちをつなぐネットワーク推進課

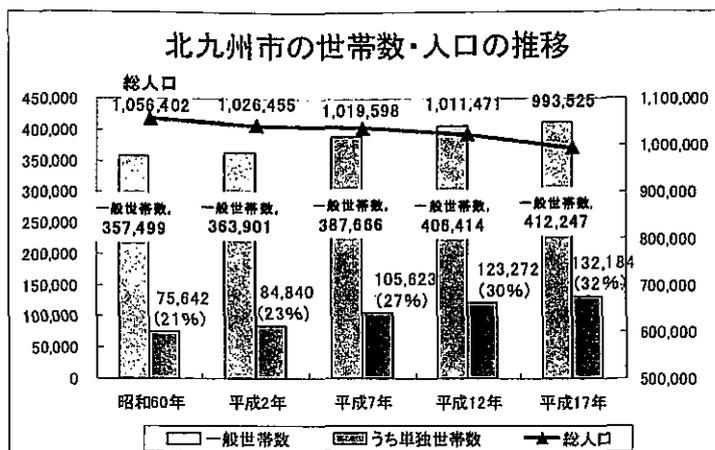
- 取り組みのポイント：
孤立死リスク層についての「ニーズ・兆候の把握」、「地域資源集約」、「情報の共有」、「ソフト中心の見守り・緊急対応」に特徴がある。
- 実施主体：
北九州市役所保健福祉局地域支援部いのちをつなぐネットワーク推進課（自治体）
- 取り組みの対象者属性：自治体住民
- 事業の概要：
地域における既存のネットワークや見守りの仕組みを結びつけ、セーフティ・ネットの網の目を細かくしていくことで、支援が必要な市民を一人でも多く救えるよう、住民と行政の力を結集して「地域での見守り・支援体制（地域福祉のネットワーク）」をさらに強化・充実する取り組み。「いのちをつなぐネットワーク」活動の目的は孤立死の事前予防にある。
- 実施地域：北九州市全域
- 実施地域の概要：
北九州市は、政令指定都市の中でも高齢化率が高く、特にひとり暮らし高齢者の比率が全国平均よりかなり高い。23 万人の高齢者についての対策が求められていた。また、平成 17 年に八幡東区、平成 18 年に門司区、平成 19 年に小倉北区での「孤立死」が報道機関に大きく取り上げられ、孤立死は市民の身近で生じている問題として表面化した。

■ 経緯

孤立死の問題は保護行政の一環として、「北九州市生活保護行政検証委員会」の中でも取り上げられ、孤立死の問題が生活保護だけでは防止できないことや高齢者だけの問題ではないことなどが考察され、孤独死対策や地域づくりの取り組みの早急な充実が同検証委員会の最終報告において提言された。

この報告を受ける形で、平成 20 年から市の組織として保健福祉局の中に「いのちをつ

なくネットワーク推進課」を設置し、係長級の職員合計16名を「いのちをつなぐネットワーク担当係長」として、各区役所生活支援課に配置した。また、「地域での見守り・支援体制」を充実・強化するためには、市民と行政が一緒に、地域福祉の面からの地域づくりを推進することが不可欠であるとの認識から、市役所のほか、警察、消防、地域自治会、市社会福祉協議会、市医師会、電力・ガス会社、住宅関連会社、郵便会社、弁護士会、ボランティア等、多様な主体が加わる「いのちをつなぐネットワーク推進会議」を設置した。



(資料)北九州市

・ 福岡県警察本部の孤独死取扱状況(平成20年)

総数	うち65歳以上	
	総数	内孤独死(★1)
1,327	738	220

★1 ここでいう「孤独死」とは、独居の65歳以上の数であり、すべての方が誰にも看取られず亡くなった訳ではない。また、病死だけでなく、自殺や自己過失なども含まれる。

※ 北九州市の各区を所轄する小倉北署、八幡西署、八幡東署、若松署、戸畑署、門司署、北九州水上署を対象。折尾署については、遠賀4町と中間市が含まれるため、件数には入っていない。

■ 内容

【サービス内容】

いのちをつなぐネットワーク事業の取り組みにあたり、「見つける」「つなげる」「見守る」の3つをキーワードにした活動を実施している。

①「みつける」取り組み

地域に支援が必要と思われる人がいないか、網の目をできるだけ細かくした。地域のネットワークの中から見つけてもらい、必要な場合は区役所につないでもらう。具体的には地域関係者だけでなく、電気、ガス、水道、郵便、宅配業者、コンビニ等、その人が利用している様々な関係者が「気付き隊」として、日常の活動の中で、支援や見守りが必要と思われる人がいないか、気を配り見つける役割を担う。

「気づき隊」から、そうしたリスク層に関する情報を所定の書式で市に連絡してもらうことにした。こうした取り組みにより、孤立死のリスク層を早期に特定して見守りにつなげる。この際、個人情報市の提供について、市の業務の一環として実施するものであり、個人情報提供の漏洩には相当しないという解釈を行った。

リスク層かどうかを見極めるポイント、情報提供を行うべき基準は、「気づき隊・見守

り隊の手引き～いのちをつなぐネットワーク～」（平成21年1月に作成、企業など関係団体に配布）というパンフレットの中に「気付きのサイン」として明記している。

②「つなげる」取り組み

近隣で支援が必要と思われる人を見つけたら、地域の民生委員等に相談したり、区役所の「いのちをつなぐネットワーク」担当係長に連絡する仕組みを構築している。

担当係長は、それぞれ圏域を定めており、市の地域づくりの単位である小学校区をできるだけ分断しないよう、5～11小学校区を担当している。区役所に入ってきたリスク層についての情報は、各係長が対象者にとって必要と考えられるサービスを提供している行政部署につなぐ流れとなっている。いわば「いのちをつなぐネットワーク」担当係長はコーディネーターの役割を果たしている。

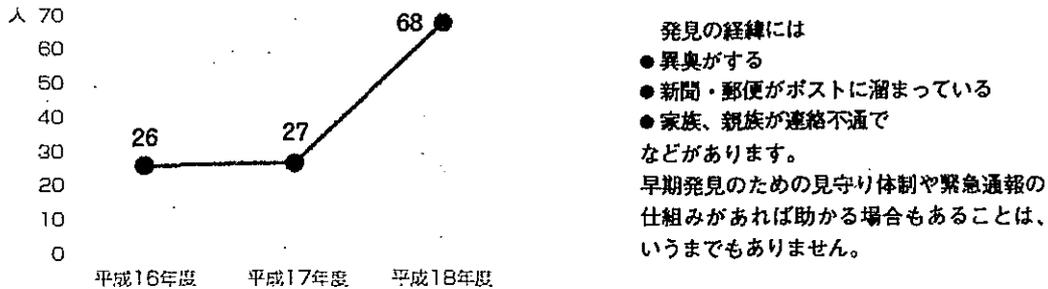
コーディネーターの役割の担い手として当初ソーシャルワーカー（社会福祉士）も想定されたが、早期発見から適切な担当部署へのつなぎを考慮すると、やはり行政内部の仕組みに詳しい行政職員が必要だった。このため、行政の係長がコーディネーターの役割を担う形とした。

③「見守る」取り組み

見守りが必要な人には、親族や家族、近隣住民等で見守りを行なう。地域では見守りが必要な人を中心とした「見守り隊」を立ち上げるとともに、区のいのちをつなぐネットワーク担当係長は「見守り隊」を支援する。「見守り隊」とは、見守りが必要な人と少しでも交流のある人（ご近所の人や友人、馴染みの店等）を中心に、民生委員や福祉協力員など、当事者を無理のない範囲で支えることのできる地域の関係者で構成する。

図表 マンションにおける孤立死の状況

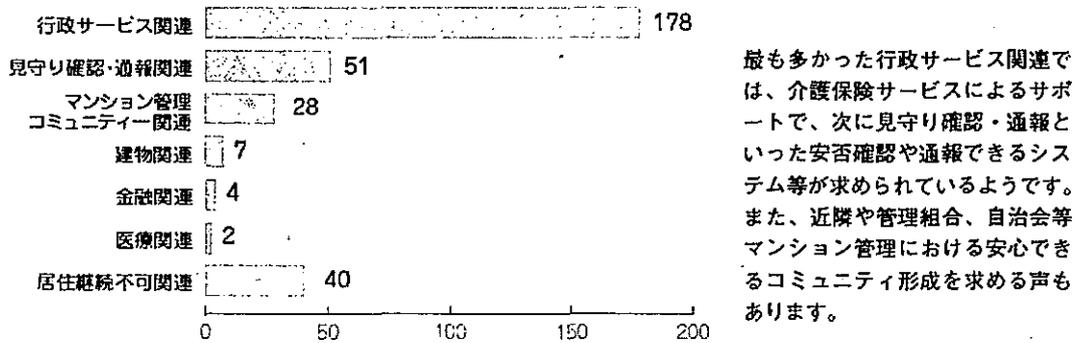
下のグラフは、管理会社253社のアンケートで、過去3年間にマンション内での孤立死の件数を尋ねたもので、平成16年度の26件から平成18年度は68件と増加している傾向が見られています。



(資料) (社)高層住宅管理業協会「マンション居住高齢者への支援マニュアル」

図表 マンション居住高齢者の支援ニーズ

今回実施したマンション居住高齢者アンケートの中で、高齢者に限らず自身や家族が認知症や一人暮らしになった場合を想定して、どのようなサポートが必要かを尋ねた結果が下のグラフです。



(資料) (社)高層住宅管理業協会「マンション居住高齢者への支援マニュアル」

■ 内容

①高層住宅管理業協会のマンション入居者に対する直接的なサービス

高層住宅管理業協会が直接、個々のマンション入居者に対して見守り等のサービスを提供することは行っていない。同協会の具体的な取り組みとしては、個々のマンションにおける住民同士のコミュニティづくりの促進を、協会会員である個々の民間マンション管理会社を通じて働きかけている。前述の、平成20年度に取りまとめた管理会社向けのマニュアル（「マンション居住高齢者への支援マニュアル」）に関しては協会会員である管理会社に提供し、マンションにおける高齢者対応等のあり方について啓蒙活動を行っている。

「マンション居住高齢者への支援マニュアル」の内容は見守りの考え方も含んでいるが、現状、マンション入居者に対する見守り等のサービスは、それに特化した形としてはほとんど行われていない。

UR賃貸住宅における 孤独死への取組状況

独立行政法人都市再生機構

2009.3.13 住宅における高齢者等の孤立死防止等に関する検討会

1 UR賃貸住宅における孤独死の定義

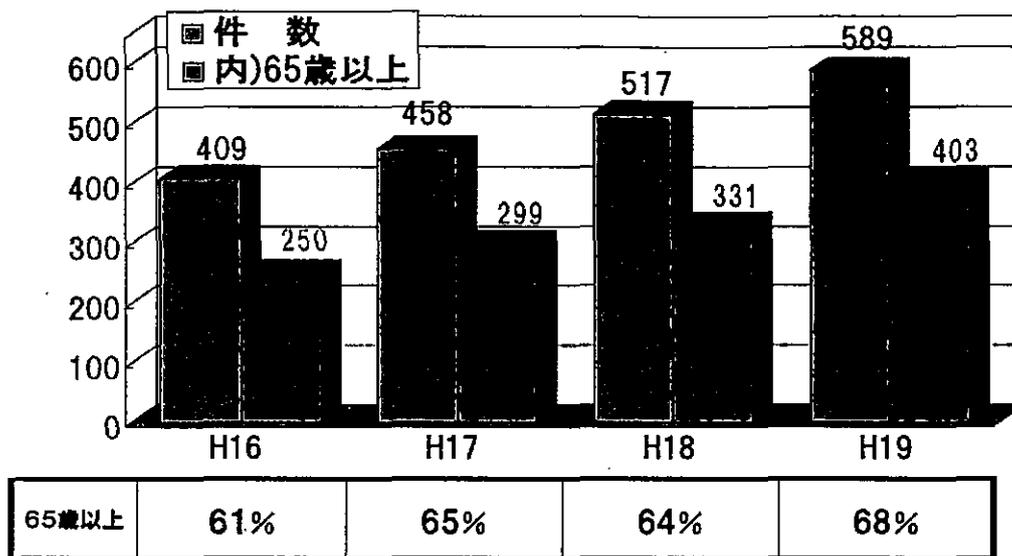
- 孤独死の社会一般に共通する定義付けはなされていない。
- 機構では、孤独死の実態を把握する上で、以下のとおり定義付けを行っている。

団地内で発生した死亡事故のうち、病死又は変死の一態様で、死亡時に単身居住している賃借人が、誰にも看取られることなく賃貸住宅内で死亡した事故(自殺及び他殺は除く)。

- ◇ 機構では、年齢を高齢者に限定しておらず、また、他者との接触(見守り)の情報を正確に把握し得ないこと等から、孤独死の統計を行っている公共団体等との比較において、広義の概念で捉えている。

2

2 UR賃貸住宅における孤独死発生状況



3 UR賃貸住宅における高齢化の進展

◇ 1 世帯主平均年齢及び高齢人口割合

	世帯主平均年齢	高齢人口(65歳以上)割合
平成17調査	54.3歳	20.4% (21.2%)
平成12調査	51.8歳	13.8% (17.5%)

平成17年UR賃貸住宅居住者定期調査結果
 ()内は平成17年国勢調査 第一次基本集計結果

◇ 2 家族構成

	夫婦＋子	夫婦のみ	単身 (65歳未満)	単身 (65歳以上)	その他
平成17調査	27.4%	25.0%	20.8%	11.3%	15.5%
平成12調査	36.1%	23.3%	20.1%	8.2%	12.3%

平成17年UR賃貸住宅居住者定期調査結果

平成17調査	29.9%	19.6%	21.6%	7.9%	21.0%
平成12調査	31.9%	18.9%	21.1%	6.5%	21.6%

(参考)平成17年国勢調査 第一次基本集計結果

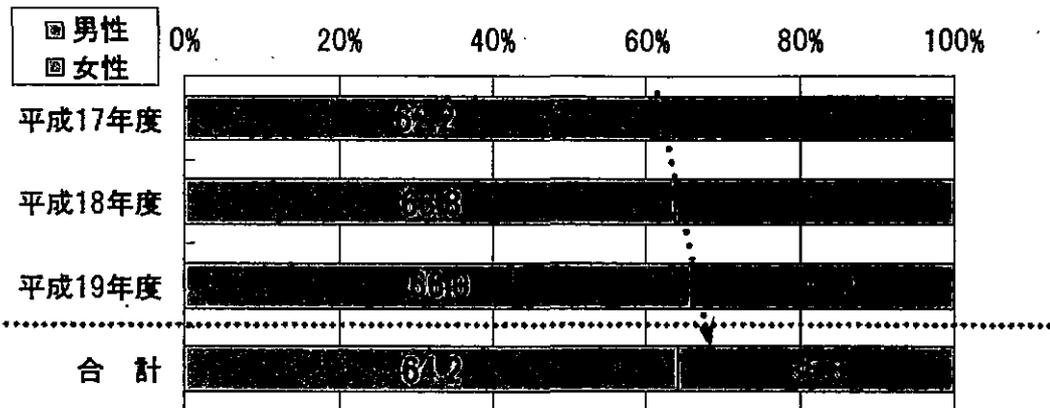
4 孤独死の発生状況

◇ 1 死亡時平均年齢

	男 性	女 性	平 均
H17年度	65.9歳	74.5歳	69.1歳
H18年度	65.4歳	72.7歳	68.1歳
H19年度	66.1歳	75.3歳	69.2歳

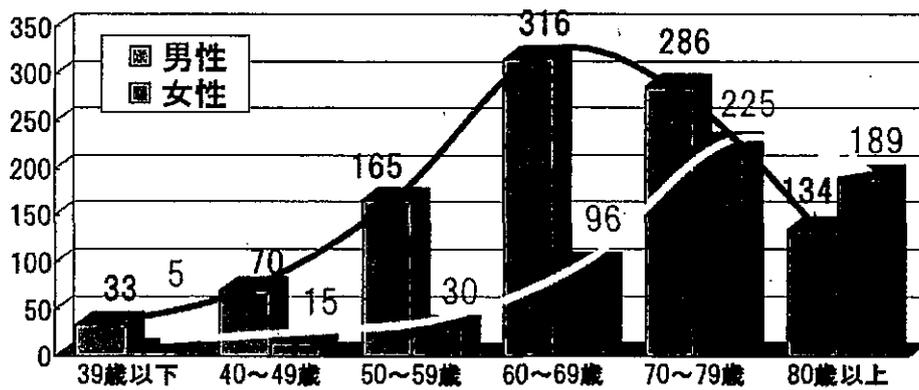
平 均	65.8歳	74.2歳	68.8歳
-----	-------	-------	-------

◇ 2 男女別



7

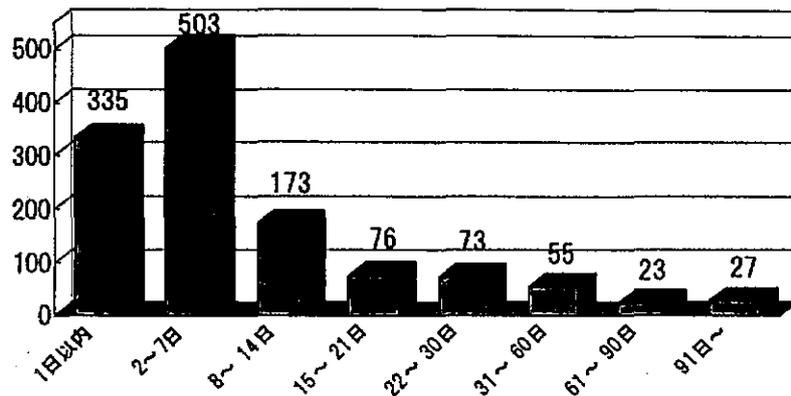
◇ 3 男女・年齢層別 (平成17年度～平成19年度)



□ 65歳以上が占める割合は、男性66%、女性84%。

8

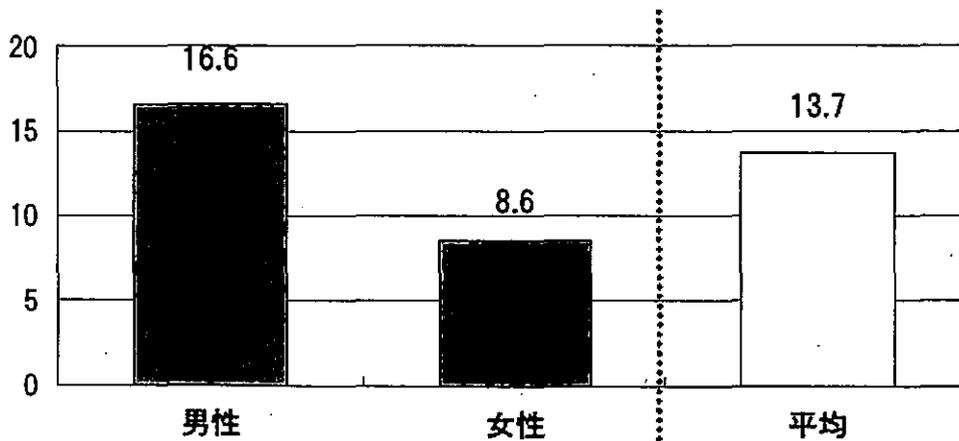
◇ 4 発見までの経過日数(平成17年度～平成19年度)



- 全体の約26.5%は1日以内に発見され、約66%が1週間以内に発見されている。発見まで1ヶ月以上を要した割合は8%。

9

◇ 5 男女別経過日数(平成17年度～平成19年度)



- 事故発生から発見に至るまでの日数は、男性16.6日、女性8.6日となっており、男性は女性のほぼ2倍の日数を要している。

10

◇ 6 異変感知者（平成17年度～平成19年度）

	感知者	件数	構成比
1	親族	540	35.6%
2	近隣居住者	348	22.9%
3	介護サービス事業者	127	8.4%
4	友人・知人	96	6.3%
5	会社関係者	81	5.3%
6	機構関係者	67	4.4%
7	民生委員	63	4.2%
8	福祉関係者(行政)	39	2.6%
9	新聞配達員	34	2.2%
10	自治会関係者	32	2.1%

□ 全体の約6割は親族又は近隣居住者により異変を感知されている。

11

◇ 7 発見のきっかけ（平成17年度～平成19年度）

	きっかけ	件数	構成比
1	訪問	417	29.2%
2	連絡がとれない	339	23.7%
3	異臭、虫発生	213	14.9%
4	新聞滞留	156	10.9%
5	無断欠勤	64	4.5%
6	姿を見かけない	62	4.3%
7	電気点灯	44	3.1%
8	郵便物、チラシ滞留	35	2.4%

□ 約3割が、親族や友人・知人、介護サービス事業者等による定期的な訪問時の異変感知が発見のきっかけとなっている。

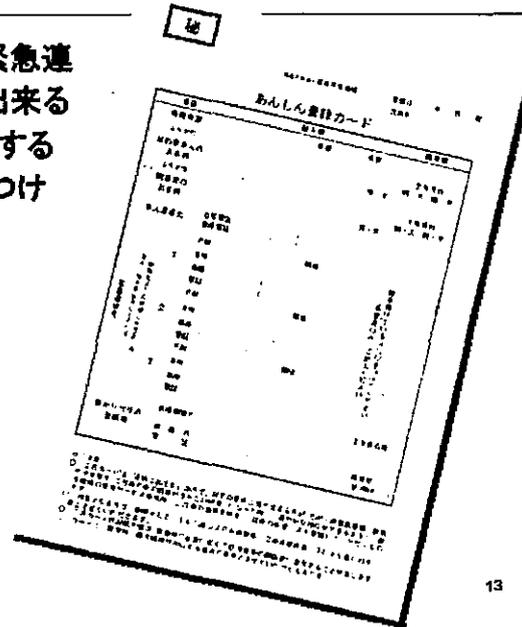
□ 近隣居住者の異常感知は、異臭に次いで新聞滞留がきっかけとなっている。

12

5 高齢者等見守りの取組み

◇ 1 あんしん登録カード

- 万一の緊急事態が生じたときに、緊急連絡先への連絡等速やかな対応が出来るよう、機構と自治会が連携し、希望する高齢者等の「緊急連絡先」「かかりつけの医師」等を記載したカードを予め登録するもの。
- 平成15年10月より取組。
- 平成19年度末現在、全国59団地3,103名の方が登録。



13

◇ 2 あんしんコール

- (財)住宅管理協会の住宅管理センターに所属する高齢者相談員より、希望する高齢者等に週一回電話をかけ、応答がない場合等は団地自治会が住戸を訪ねて安否確認を行うもの。
- 平成18年10月より試行実施。
- 平成19年度末現在、5団地51名の方が登録されている。



14

◇ 3 ゴミ出しサービス

- 自力でごみを出すことが困難な高齢者等に対し、団地内清掃業務を行っている日本総合住生活㈱の清掃作業員がごみ出しを行うもの。
- 連絡が取れない場合等は機構へ連絡し、緊急連絡先に連絡するなどの安否確認を行う。
- 利用料金は月額500円(週2回収集の場合)。
- 平成19年度末現在、全国92団地231名の方が利用されている。



15

6 地域コミュニティ形成の環境づくり

◇ 1 集会所改修

- 団地自治会等が、集会所を活用して開催する高齢者向け食事会などの地域コミュニティ活動を支援するため、集会所のキッチン設備の充実やバリアフリー化等の改修を行うもの。
- 平成19年度末までに54団地改修。



16

◇ 2 コミュニティ活動拠点

- 団地居住者相互の親睦、福利の増進等に資するコミュニティ活動を行う拠点として、団地の集会室を使用するもの。
- 使用料は広さに応じて設定。
- 平成19年度末61団地設置。



17

◇ 3 環境・防災ステーション

- 団地内植物の剪定残枝や落葉の堆肥化設備、花壇、かまど可変型ベンチ、仮設トイレ等を配置。
- 花づくりを通じた日常のコミュニケーションと万一の災害発生時に活用可能。
- 平成19年度末までに5団地設置。



18